

概要版

竹原市第7期障害福祉計画 竹原市第3期障害児福祉計画

令和6年3月



竹原市障害者自立支援協議会
マスコットキャラクター かぐやパンダ

通うところ かさなる笑顔
竹原市

計画策定の趣旨



かぐやパンダ

竹原市では、令和3年3月に策定した「竹原市障害者計画、竹原市第6期障害福祉計画及び竹原市第2期障害児福祉計画」を基に、障害福祉サービスの充実等に取り組んできました。

令和5年度で終了する「竹原市第6期障害福祉計画及び竹原市第2期障害児福祉計画」で設定した成果目標、障害福祉サービス等の進捗状況等の評価を行い、国の障害者施策の動向や基本指針及び本市の障害のある人を取り巻く現状を踏まえ、令和8年度を最終目標年次とした「竹原市第7期障害福祉計画及び竹原市第3期障害児福祉計画」を策定しました。

計画の対象

この計画の対象範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）及び難病患者等、その他心身の機能に障害がある人であって、障害や社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

計画の期間

「竹原市第7期障害福祉計画」及び「竹原市第3期障害児福祉計画」の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
竹原市障害者計画	前計画	現行計画			次期計画					
竹原市障害福祉計画	第5期	第6期		第7期(本計画)			第8期			
竹原市障害児福祉計画	第1期	第2期		第3期(本計画)			第4期			

計画の位置付け

「竹原市障害者計画」は、障害のある人に関わる施策の基本的な方向を定めるもので、“障害者施策の総合計画”に位置づけられます。

「竹原市障害福祉計画」は、障害者計画における生活支援施策についての実施計画的な位置づけです。障害福祉サービスごとに必要な見込量と、その見込量を確保するための方策を定めています。

「竹原市障害児福祉計画」は、障害者計画における教育や育成に係る施策についての実施計画的な位置づけです。障害児通所支援等の必要な見込量と、その見込量を確保するための方策を定めています。

障害者計画

根拠法 ▶ 障害者基本法(第11条)

障害のある人に関わる施策の基本方向を分野ごとに明らかにする

障害福祉計画

根拠法 ▶ 障害者総合支援法(第88条)

障害者計画における生活支援施策についての実施計画的な位置づけ

障害児福祉計画

根拠法 ▶ 児童福祉法(第33条の20)

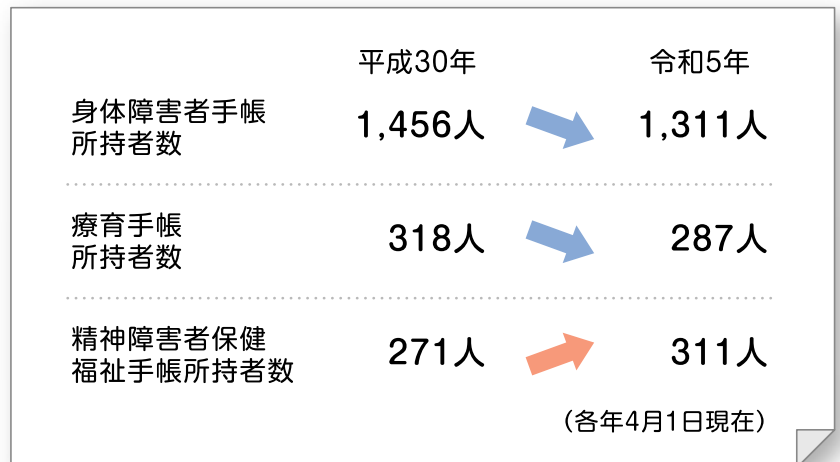
障害者計画における教育や育成に係る施策についての実施計画的な位置づけ

統計データとアンケート結果

障害のある人を取り巻く現状について、統計データとアンケート結果をご紹介します。

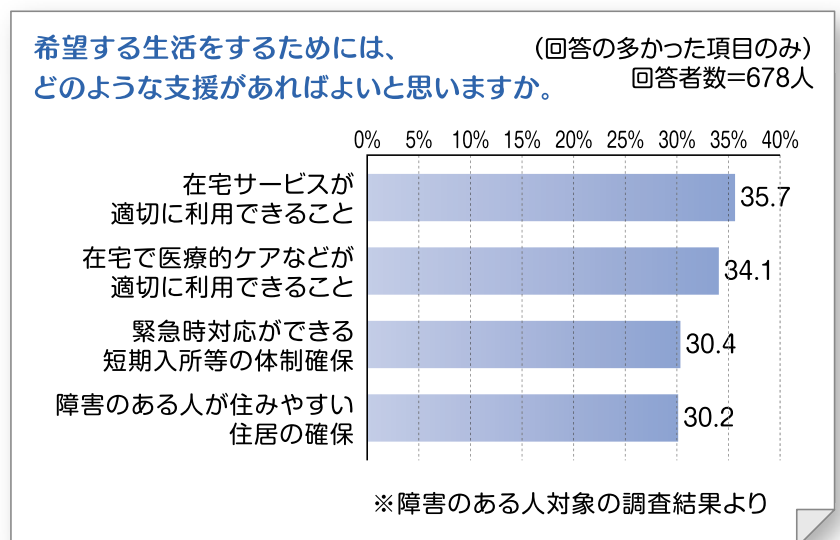
● 手帳所持者数

身体障害者手帳を所持する人が全体の約7割となっています。近年、身体障害者手帳、療育手帳を所持する人は減少傾向、精神障害者健康福祉手帳を所持する人は増加傾向にあります。



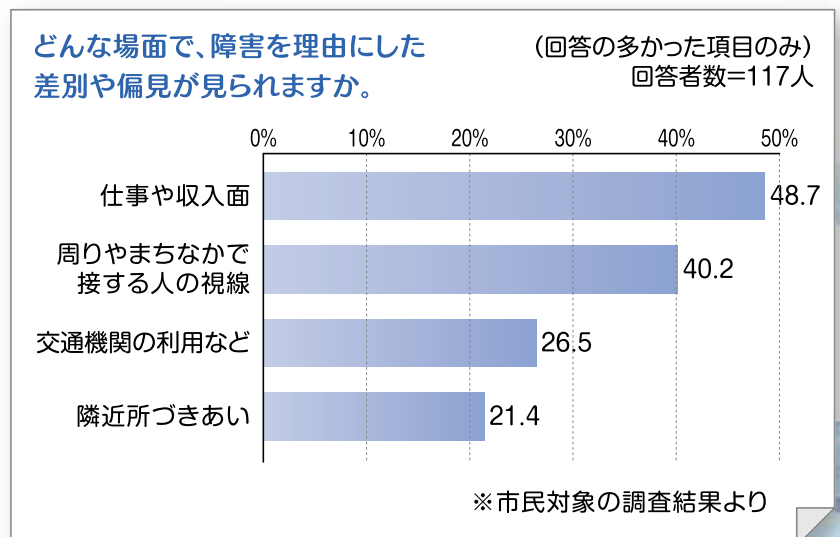
● 求められる支援体制について (アンケート調査結果)

希望する生活をするための支援として、緊急時を含めて在宅で安心・安全に過ごすためのサービス提供や支援の体制、またそのための環境整備が求められています。



● 差別や偏見について (アンケート調査結果)

差別や偏見を感じる場面では、「仕事や収入面」が約半数、「周りやまちなかで接する人の視線」が約4割となっています。就労支援や地域生活への移行を進める上でも、障害のある人に対する理解促進が必要です。



竹原市第7期障害福祉計画

この計画は、障害者総合支援法に基づき、国の基本指針を踏まえ、令和8年度に向けた成果目標を設定するとともに、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及び確保のための方策を示します。

令和8年度に向けた成果目標

障害のある人の地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、障害福祉サービス等を提供する体制確保に向けて、次のとおり「成果目標」を設定します。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	実績 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
施設入所者数	58人	56人
地域生活移行者数	0人	2人

成果目標2 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の状況

項目	実績 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の設置状況	有	有
コーディネーターの配置人数	3人	3人
地域生活支援拠点等の機能を担う 障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	13人	13人
運用状況の検証及び検討回数	1回	1回

(2) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備

項目	実績 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
強度行動障害を有する障害者に関する ニーズ把握等の実施	無	有
強度行動障害を有する障害者に関する 地域の関係機関が連携した支援体制の整備	無	有

成果目標3

福祉施設から一般就労への移行等

項目	実績 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
福祉施設からの一般就労移行者数	4人	5人
就労移行支援事業	4人	3人
就労継続支援A型事業	0人	1人
就労継続支援B型事業	0人	1人
就労定着支援事業所数	1か所	1か所
就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が 5割以上の事業所数	0か所	1か所

成果目標4

相談支援体制の充実・強化等

項目	実績 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	無	有
基幹相談支援センターにおける地域の 相談支援体制の強化を図る体制の確保	無	有
個別事例の検討を通じた地域サービス 基盤の開発・改善を行うために必要な 協議会における検討体制の確保	有	有

成果目標5

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	実績 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
障害福祉サービス等の質を向上させる ための取組に係る体制の構築	有	有

障害福祉サービスの見込み量

(月当たりの利用者数)

サービス名		実績	見込み量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス		32人	40人	41人	42人
日中活動系サービス	生活介護	87人	91人	93人	95人
	自立訓練(機能訓練)	0人	1人	1人	1人
	自立訓練(生活訓練)	1人	4人	4人	4人
	就労移行支援	8人	8人	8人	8人
	就労継続支援A型	9人	13人	16人	16人
	就労継続支援B型	102人	128人	128人	128人
	就労定着支援	2人	2人	2人	2人
	療養介護	13人	13人	13人	13人
	短期入所(福祉型)	16人	22人	22人	22人
	短期入所(医療型)	1人	1人	1人	1人
居住系サービス	自立生活援助	0人	0人	0人	0人
	共同生活援助(グループホーム)	38人	39人	40人	41人
	共同生活援助の定員	53人	53人	53人	53人
	施設入所支援	58人	58人	57人	56人
相談支援	計画相談支援	57人	60人	63人	65人
	地域移行支援	1人	1人	1人	1人
	地域定着支援	0人	1人	1人	1人

見込み量確保のための方策

- サービス提供に関わる事業所・人材を育成し、より質の高いサービスを提供できるように支援します。
- 事業所の職員不足への対策として新規採用や職員定着に関する支援を行います。
- 施設入所支援については、現状のサービスの支援体制を確保しながら地域生活への移行を進めます。
- 地域生活への移行にあたり、共同生活援助(グループホーム)の設置の推進、体験利用や相談等の支援を行います。
- 障害のある人の自立した生活を支援し、適切なサービス利用ができるよう相談支援の質を向上するための人材育成、関係機関と連携強化に取り組みます。

竹原市第3期障害児福祉計画

この計画は、児童福祉法に基づき、国の基本指針を踏まえ、令和8年度に向けた成果目標を設定するとともに、障害のある児童の支援体制の整備目標などを示します。

令和8年度に向けた成果目標

障害のある児童が利用する通所支援等を提供する体制確保に向けて、次のとおり「成果目標」を設定します。

成果目標

障害児支援の提供体制の整備等

項目	実績 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置数	0か所	1か所
保育所等訪問支援を実施できる事業所の設置数	0か所	1か所
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン [*])の推進体制の構築	0か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	5人	5人

※インクルージョン：障害のある人が社会の中で当然に存在し、障害の有無にかかわらず誰もが排除されず、分離・隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会であるとの考え方。

障害児通所支援等の見込み

(月当たりの利用者数)

サービス名	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	24人	24人	25人	25人
放課後等デイサービス	40人	41人	46人	50人
保育所等訪問支援	0人	2人	2人	2人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人
障害児相談支援	8人	9人	9人	9人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数	5人	5人	5人	5人

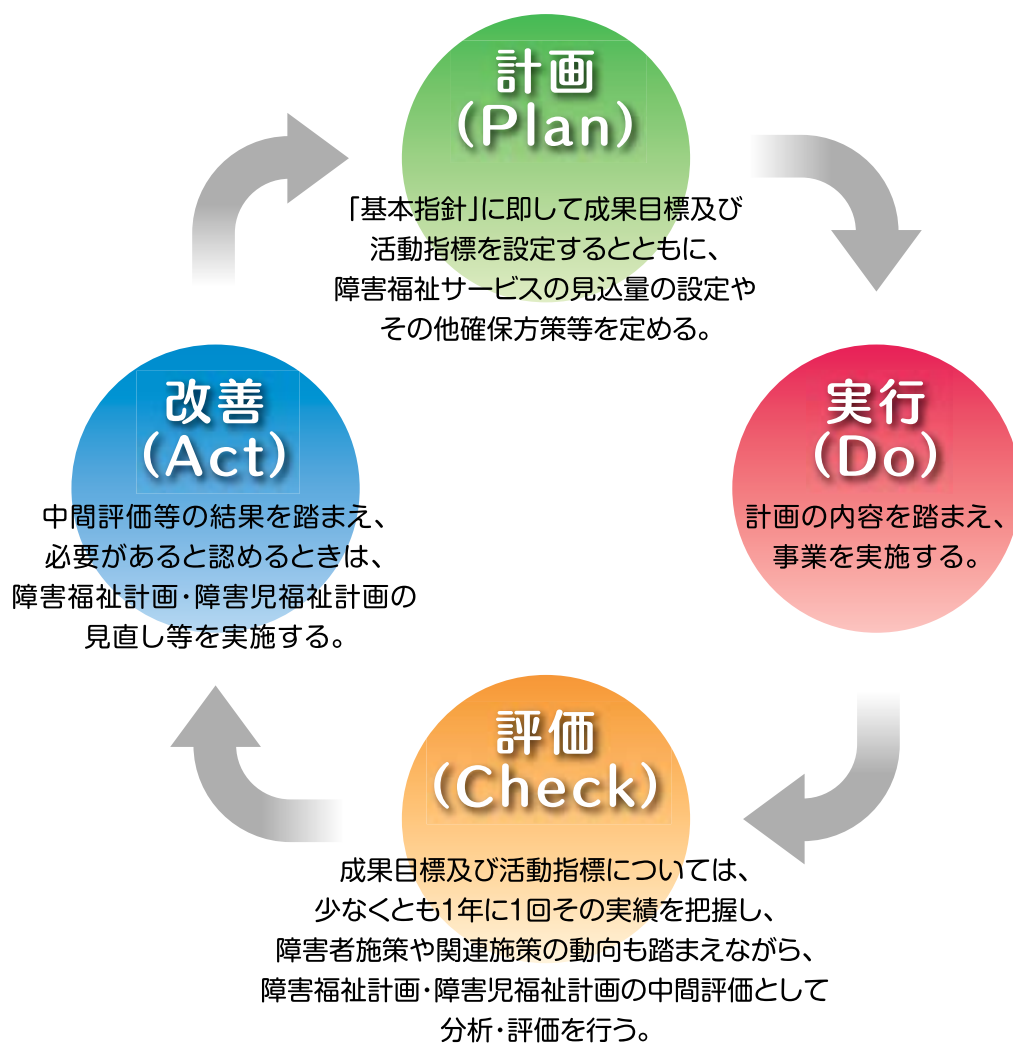
見込み量確保のための方策

- 障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センター機能の充実を図り、支援体制を強化します。
- 障害の早期発見・早期療育に取り組み、適切なサービス利用ができるよう関係機関の連携強化に取り組みます。
- 多様化する障害を見逃さず支援に繋ぐことのできる人材を育成するため、研修会等を行うなど人材育成に取り組みます。
- 医療的ケア児支援に向けて圏域ブロック会議が設置されています。より身近な地域での医療的ケア児及び保護者の支援支援体制の構築に向け、市内での医療的ケア児支援の協議の場の設置に取り組むとともに、コーディネーターを活用した取組を進めていきます。

計画の推進体制（各計画共通）

障害者計画の事業の進捗状況、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標及び活動指標について、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

【PDCAサイクルのプロセスのイメージ】



竹原市第7期障害福祉計画 竹原市第3期障害児福祉計画 概要版

発行：広島県竹原市 市民福祉部 健康福祉課
〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号
TEL:0846-22-7743 FAX:0846-23-0140
発行年月：令和6年3月